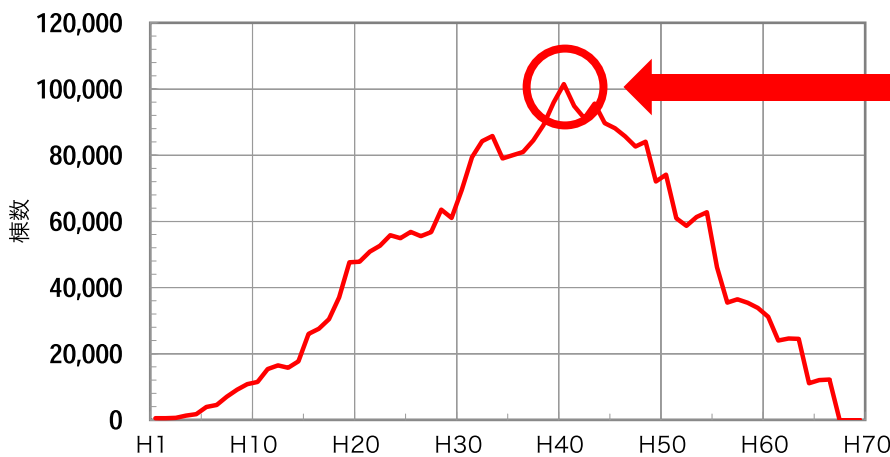


建築物等のアスベスト事前調査のご案内

2006(平成18)年の労働安全衛生法施行令の改正により、代替品を得られない一部の製品を除き、石綿含有率0.1重量パーセントを超える製品の製造が禁止されました。しかし、過去に製造された石綿含有製品の継続使用については禁止されておらず、現在も相当な量の石綿含有建材が使用されています。建築物の耐用年数から推測して、石綿含有建材が使用された建築物の解体が、今後増加することが見込まれています。

民間建築物の年度別解体棟数(推計)



アスベストを含む可能性のある民間建築物の解体のピークは平成40年と予想されます。それに連動して、解体する建物のアスベスト事前調査もピークを迎えます。

- ・対象建築物は、0.1重量%以上のアスベストを含む可能性のある民間建築物とした。
- ・建築物は、以下の耐用年数で解体されるものとした。

表 構造ごとの耐用年数

耐用年数 (年)	RC構造		S造	
	住宅	47	住宅	34
事務所等	50	事務所等	38	

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(平成20年4月30日財務省令第32号)による

引用：社会資本整備審議会建築分科会
アスベスト対策部会資料

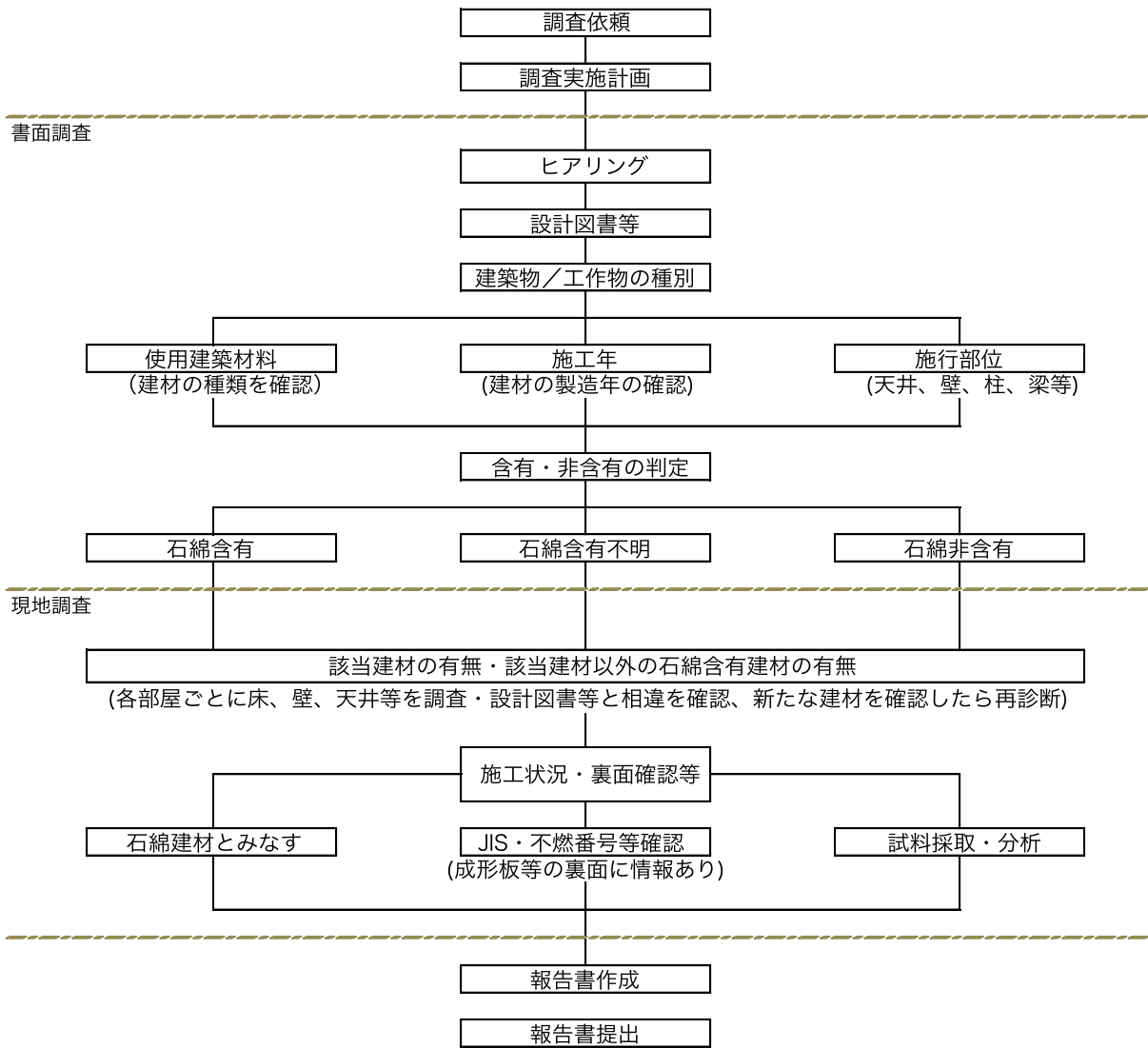
解体作業前に、なぜアスベスト事前調査が必要なのか？

事業者は、建築物、工作物又は船舶の解体、破砕等の作業(改修の作業を含む)を行うときは、あらかじめ、石綿等の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、その結果を記録しておくこと、及び当該調査結果の概要等を掲示する必要があります(石綿障害予防規則)。この事前調査については、石綿に関し一定の知見を有し、的確な判断ができる者が行うことを推奨しています(建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にはく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針)。

どうすればいいのか？

当社では、「建築物石綿含有建材調査者」、「アスベスト診断士」又は「石綿作業主任者」の資格保有者が打ち合わせから現地調査、報告書作成に至るまで一貫した調査を実施しております。裏面に事前調査の流れを記載します。

事前調査の流れ



引用：厚生労働省 「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル 2.20版」

関係法令・マニュアル等

- 石綿障害予防規則(厚生労働省、最終改正：平成26年11月28日)
- 建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針(厚生労働省、平成26年3月31日)
- 石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル 2.20版(厚生労働省、平成30年3月)

□本社	〒721-0957	広島県福山市箕島町南丘399番地46	TEL:(084)981-0181	FAX:(084)981-0171
DNA 多型検査室	〒720-0832	広島県福山市水呑町456-2 FML Group Office 4F	TEL:(084)956-4448	FAX:(084)956-4449
□東京支所	〒101-0042	東京都千代田区神田東松下町28番地 エクセル神田7階A号室	TEL:(03)3526-2253	FAX:(03)3526-2254
□大阪支所	〒532-0002	大阪府大阪市淀川区東三国4丁目11-4新大阪明成ビル3F	TEL:(06)6151-2572	FAX:(06)6151-2573
□岡山支所	〒700-0965	岡山県岡山市北区西長瀬261-105	TEL:(086)245-8213	FAX:(086)246-4091
□広島支所	〒732-0057	広島県広島市東区二葉の里1丁目2-7	TEL:(082)263-6561	FAX:(082)262-1278
□山陰支所	〒683-0845	鳥取県米子市旗ヶ崎1丁目5-12	TEL:(0859)37-2061	FAX:(0859)37-2062
□島根支所	〒699-0111	島根県松江市東出雲町意宇南6丁目4-7 ラムゾン プロスペリテII 101	TEL:(0852)67-1666	FAX:(0852)67-1667



人と環境との調和をめざして
株式会社 **日本総合科学**
ISO 9001 認証登録 ISO14001 認証登録



19KB0001